

6 関係府省庁からの報告 法務省 「更生保護における犯罪被害者等施策について」

法務省保護局被害者等施策班の提中と申します。私からは、更生保護における被害者等施策について御説明いたします。

「更生保護」という言葉について、まだ聞き慣れないという方もいらっしゃるかと思います。更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを社会で支えていくことなどの活動の総称です。法務省では、その出先機関である地方更生保護委員会や保護観察所がその業務を担っています。更生保護は、犯罪をした人など、加害者に対して相談や支援などの働きかけを行うことで、その改善更生を図っていくものですが、そのような加害者に直接関わる更生保護だからこそできる被害者等の方への支援があると思われることから、保護観察所や地方更生保護委員会において、被害を受けた方への支援に力を入れて行っております。ここでは、そういった更生保護の中で行われている被害者等施策について御説明していきたいと思っております。

今日お配りしている資料、こちらは保護観察所や地方更生保護委員会が被害者等の方に
お配りしているリーフレットになります。こちらを見ていきたいと思います。

リーフレットの2枚目には、その被害者等施策の内容が書かれております。まず、上のほうには刑事司法の流れが書いてあります。まず、こちらについて御説明いたします。成人の場合、犯罪を犯すと、裁判にかけられ、そこで懲役何年という判決が出ると、刑務所で受刑することになります。ただ、懲役何年という言い渡された刑期、その全てを刑務所で過ごすことになるとは限りません。刑務所の中での行状がいい場合など、刑期の途中で出所することがあります。これを仮釈放といいます。仮釈放になった後は、残りの刑期を社会で過ごすこととなりますが、その場合、必ず保護観察を受けることとなります。保護観察中は、保護観察所の指導や監督を受けながら社会復帰を目指していくこととなります。その仮釈放を許すかどうか、その審理、判断を行っているのが、地方更生保護委員会という法務省の出先機関となります。今お伝えした流れは成人の場合ですが、少年の場合も、用語や、実際に入所する施設は異なりますが、似たような流れを経ることとなります。こうした刑事司法の流れについて御確認いただいた上で、地方更生保護委員会や保護観察所で行っている被害者等施策について御説明していきます。

このリーフレットに記載しているとおり、4つの制度がございます。

まず、左上のほうから、意見等聴取制度というものがございます。これは、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院の審理を行う地方更生保護委員会に対して、被害者等の方から御意見や、被害についてのお気持ちを伝えていただく制度となります。被害者等の方から伝えていただいた、そういった御意見、お気持ちについては、加害者の仮釈放や仮退院を

許すか否かの判断における審理に当たり考慮されるほか、仮釈放や仮退院が将来許可されて保護観察になった場合の保護観察における指導の参考とさせていただくことになっております。

続いて、その右側、心情等伝達制度について御説明いたします。こちらは、保護観察所が、被害者等の方から被害に関するお気持ちや、加害者の生活・行動に対する御意見をお聞きして、保護観察中の加害者に伝えるというものです。いただいた御意見については、それを加害者に伝えるほか、加害者に対する指導の中で、被害の実情などを加害者に直視させ、反省や償いの意識を深めさせるような指導を行うよう、参考にさせていただいております。また、そうした加害者に伝えた言葉に対して加害者が述べたことについて、その後、制度を利用された被害者等の方にお伝えするという事も可能になっています。

続いて、その下に移りまして、被害者等通知制度、こちらは加害者に関する情報を被害者等の方に通知する制度になります。地方更生保護委員会では、仮釈放等の審理の開始や、その結果に関する事項を通知しております。保護観察所からは、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項を通知しております。

続いて、その下、相談・支援ですが、こちらは、被害者等の方々から被害を受けたことに関する悩みや不安について幅広く御相談を承っております。保護観察所では、被害者等支援専任のスタッフがおりまして、そうしたスタッフが被害者等の方の御相談に応じることとしております。

意見等聴取制度や心情等伝達制度、こちらについては御利用いただける期間が決まっております。意見等聴取制度であれば、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を行っている期間に限って御利用いただける制度になっています。心情等伝達制度では、加害者が保護観察を受けている期間、御利用いただける制度になっています。そのため、被害者等の方々がそれら制度をタイミング良く御利用いただくためには、いつ仮釈放等の審理が行われているか、いつから保護観察が開始されているかという情報を被害者等の方々が知っていただく必要がありますが、知っていただくためには、被害者等通知制度をまず御利用いただくというのが基本になっています。

これらの更生保護における被害者等施策について御相談や御質問を受けられた場合は、まずは、最寄りの保護観察所に問い合せてほしいという御案内をしていただければ幸いです。保護観察所のほうから、被害者等の方の相談、御質問にお答えする中で、こういった今御紹介したような制度について御案内させていただくという流れになります。

配付している資料の1枚目を見ていただくと、保護観察所や地方更生保護委員会の連絡先を記載させていただいております。保護観察所は各都道府県に設置されております。そして、地方更生保護委員会は全国に8つ設置されています。それぞれ、被害者等の方の相談を承るための専用の電話番号、相談室を御用意しておりますので、遠慮なくお電話いただければと思います。

法務省では、被害者等の方の思いに応える更生保護の実現を目指しているところです。被害者等の方のお気持ち、御意見を踏まえて、加害者への指導だったり、仮釈放審理や仮退院審理に活かしてまいりたいと思いますし、そういった私たちの取組を被害者等の方の回復につなげていきたいという気持ちもございます。

地方公共団体の皆様におかれましては、被害者等の方からの御相談などありましたら、ぜひこうした私たちの制度について御案内いただきたいと思っておりますし、今後も保護観察所や地方更生保護委員会との連携について御協力いただければありがたいと思っております。

更生保護における被害者等施策に関する私からの説明は以上です。ありがとうございました。